「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令」について

令 和 ８ 年 ２ 月 ２７ 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

１．改正の趣旨

健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

２．意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。

３．その他

本件は、本日公布され、令和８年３月１日から施行されます。